

◎新潟県告示第753号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1－（3,4－ジメトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン（通称名：3,4－D i m e t h o x y m e t h c a t h i n o n e）及びその塩類
- (2) 1－ペンチル－N－（キノリン－8－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：T H J）及びその塩類
- (3) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート（通称名：5F－AEB、5F－EMB－P I N A C A）及びその塩類
- (4) メチル＝2－〔1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3,3－ジメチルブタノアート（通称名：M D M B － F U B I C A）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年6月23日